

65歳以上の方の介護保険料は、世帯の課税状況や所得等に応じて決定されます。保険料基準額は、3年ごとに見直しを行っており、今年度は改定されました。7月中旬に平成27年度介護保険料決定通知書を送付します。詳しくは、同封のパンフレットをご覧ください。

基準額（年間） 59,600円（平成26年度） ⇒ 64,800円（平成27年度）

■各所得段階保険料一覧（平成27～29年度）

所得段階	対象となる方	基準額に対する割合	年額	
1	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の方	× 0.45	29,160円	
2	世帯全員が市民税非課税	課税年金収入＋合計所得金額が80万円を超え、120万円以下の方	× 0.75	48,600円
3		課税年金収入＋合計所得金額が120万円を超える方		
4	本人は市民税非課税で、世帯の誰かが市民税課税	課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の方	× 0.9	58,300円
5		課税年金収入＋合計所得金額が80万円を超える方	基準額	64,800円
6	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満の方	× 1.2	77,700円
7		合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	× 1.3	84,200円
8		合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	× 1.5	97,200円
9		合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	× 1.7	110,100円
10		合計所得金額が400万円以上の方	× 1.8	116,600円

8月1日から介護保険制度が一部変更

■一定以上所得者の介護サービス利用者負担が2割に

65歳以上で本人の合計所得金額160万円以上の方は、介護サービス利用料の自己負担が1割から2割になります。ただし、年金収入とその他合計所得金額の合計が単身で280万円未満、65歳以上の方が2人以上いる世帯で346万円未満の方は、1割負担のままです。

要介護・要支援認定を受けている方全員に負担割合を示す負担割合証（8月1日～平成28年7月31日まで有効）を7月下旬に送付します。介護サービスを利用する場合、介護保険被保険者証とともに提示が必要となります。

■食費・居住費の負担軽減の要件が追加

介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）やショートステイの利用者の食費と居住費は、所得の低い方に対しては自己負担の限度額を設け、利用者の負担が軽減されています。



対象（①②を満たす方）

- ①市民税非課税世帯
 - ②預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下
- ※②の要件が追加されました。

■高額介護サービス費の限度額の変更

ひと月に利用した介護サービスの同一世帯の利用者負担額合計が限度額を超えた場合は、超えた分が「高額介護サービス費」として給付されています。

医療保険制度における現役並み所得者は、限度額が、1カ月あたり37,200円から44,400円に引き上げられます。その他の方の限度額は変更ありません。

所得区分	負担限度額（1カ月）	
	7月まで	8月以降
現役並み所得者（※）	37,200円	44,400円
市民税課税世帯の方	37,200円	
市民税非課税世帯の方	24,600円	
<ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 	15,000円	
生活保護受給者	15,000円	

※「現役並み所得者」

同一世帯に65歳以上で課税所得145万円以上の方がいる方のことです。

「後期高齢者医療保険料額決定通知書」は、7月中旬に送付します。保険料の料率は平成26年度と同じです。

■保険料の計算方法

①均等割額	+	②所得割額	=	①+②
47,603円		(前年所得※ - 330,000円) × 9.7%		保険料額 (限度額 57万円)

※収入額から控除額を引いた総所得金額（控除額は、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除（社会保険料控除、扶養控除等）は含みません）。

■保険料のお支払い方法

①年金からのお支払い（特別徴収）	手続きの必要はありません。また、口座振替によるお支払いに変更することができます。詳しくは国保医療課にご相談ください。
②口座振替や納付書でのお支払い（普通徴収）	7月から3月まで毎月納付。年金の受給額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える方が対象です。

■低所得者への軽減制度の拡充

所得の低い方の負担を減らすため、被保険者と世帯主の所得が一定額以下の場合、保険料が軽減されます。

平成27年度から、所得基準額を引き上げることで、均等割額の5割・2割軽減の対象者が拡充されました。

軽減対象世帯の所得基準

軽減割合	所得基準額
7割軽減	33万円以下（同）
5割軽減	33万円 + 26万円 (24.5万円) × 被保険者数
2割軽減	33万円 + 47万円 (45万円) × 被保険者数

※（ ）は平成26年度。

また、後期高齢者医療制度に加入する前日まで会社の健康保険などの被扶養者だった方は、年額4,760円（均等割額は9割軽減、所得割額は免除）になります。国民健康保険（組合）に加入されていた方は対象になりません。

■所得の減少などで納付に困ったとき

所得の著しい減少があったとき、世帯主等の死亡などにより世帯所得が軽減判定基準以下となったとき、災害で大きな損害を受けたときなどには、保険料の減免を受けることができる場合があります。

■被保険者証の送付

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月下旬に新しい被保険者証を送付しますので、8月1日から新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

医療機関窓口での一部負担割合は、同一世帯内の被保険者の平成26年度の住民税課税所得と平成25年中の収入額をもとに計算されています。なお、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更されることがあります。

■入院や高額な外来診療を受診するとき

世帯員全員が住民税非課税の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、医療機関ごとに1カ月間に支払う自己負担額が、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなり、入院時の食事代についても減額されます。

認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、減額認定証をお持ちで8月以降も対象となる方には、7月下旬に新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付する予定です。申請をされていない場合は、国保医療課に申請してください。

スポーツ大会の結果

■親善バスケットボール大会（4/25,26、北条高校）／
 男子1位 Lesuka 2位 シャークス 女子1位 thunder
 2位 北条高校

■グラウンド・ゴルフ協会長杯（5/3、ぜんぼうグリーンパーク）／1位 岩崎千賀子 2位 松岡定子

■中兵庫少年剣道大会（5/24、小野市総合体育館アルゴ）
 ／女子個人戦（中学生の部）1位 須藤佳々美

問合せ／秘書課 ☎8701

■グラウンド・ゴルフすぱーく加西杯（5/30、すぱーく加西）／1位 山本久美子 2位 井上明弘

■卓球選手権大会（5/31、勤労者体育センター）／（1部）1位 田先哲也 2位 判田晴彦（2部）1位 西田直也 2位 山端真帆（3部）1位 吉田行夫 2位 甘中準人（4部）1位 岩井大輝 2位 岡田崇嗣（シニア）1位 奥村サエ子 2位 別府正明